

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)	
地域名 (地域内農業集落名)	八幡町中西条地区 (中西条)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年8月1日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

担い手が地域の過半の農地面積を請け負っており、集積・集約化が進んでいるといえる。

【課題】

高齢化が進み後継者不足が問題となる中、担い手が引き受けることができない小さな水田や畑についての管理が課題となっている。

【主要作物】

担い手:水稲、麦、大豆 等

個人農家:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲、麦、大豆を主要作物として作付けを行う。また、連作障害を防止するため、2年3作(水稲⇒麦⇒大豆)での耕作を継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	58.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	58.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地の間にある農地は畑作を行う区域、保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状の農地の集積面積及び団地面積の継続を維持する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約を図り維持、保全に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の基盤整備済み(昭和50年度)。すでに基盤整備を実施しているが、農作業の効率化を図るため、畦畔撤去などの基盤整備の可能性を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農を希望する者がいれば、地域で耕作する農業者に支障がない範囲で、農地等の紹介を行うことで就農までの支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状、取り組む計画はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ・鳥獣被害防止対策として侵入防護柵の設置を検討。 ・耕種農家で生産した飼料作物を畜産農家に提供し、それを食べた家畜の糞尿で作った堆肥を飼料作物などの生産に使用している。				